

新宿区定額減税補足給付金(不足額給付1)用

記載例

不足額給付対象判定欄(算定式記入欄)

不足額給付対象判定欄(算定式記入欄)
以下の算定式の空欄部分に記入の上、ご自身が本給付金の対象になるか判定してください。
※新宿区で把握できない数値は空欄になっています。記載されている数値に誤りがある場合は二重線で訂正の上、根拠資料とともに提出してください。
※算定式内の「不足額給付支給額⑩」内の数値が0以下になる場合、給付金の対象外です。→申請書の提出は不要です。

所得税	定額減税可能額(①) (3万× 本人+扶養親族数※1 1人))	令和6年分所得税(②)	令和6年分所得税の 控除不足額(③)
	60000 円	28000 円	32000 円
住民税	定額減税可能額(④) (1万× 本人+扶養親族数※2))	令和6年度 住民税所得割額(⑤) →非課税の場合(未申告を含む) は0として計算してください。	令和6年度住民税所得割分の 控除不足額※3(⑥)
			10000 円
令和7年 所要額	令和6年分所得税の 控除不足額(③)	令和6年度住民税所得割分の 控除不足額(⑥)	控除不足額計(⑦)
	32000 円	10000 円	42000 円
		(上記⑦を1万円単位で切り上げ)	50000 円
支給額	令和7年の所要額(⑧)	当初調整給付支給額(⑨) (令和6年に実施)※4	不足額給付支給額(⑩)
	50000 円	20000 円	30000 円

→当初調整給付支給額が0円
だった場合(対象外も含む)
は0と記入してください。
→0以下の数値が入る場合には
本給付金の対象外のため申
請書の提出は不要です。

①ご自身が本給付金の対象になるか判定してください

不足額給付対象判定欄(算定式記入欄)に令和6年度の税額等を記入し、ご自身が本給付金の対象になるか判定してください。

※新宿区で把握していない欄が空欄になっています。
※判定の結果、不足額給付支給額(⑩)が0より小さい数字が入る場合、本給付金の対象外のため申請は不要です。

②記入してください

〈確認・同意事項〉を読み、確認、同意されましたら、チェック欄にチェックを記入してください。チェックが記入されていない場合、給付金を受給できません。

確認・同意事項チェック欄

新宿区長あて

〈確認・同意事項〉
○私は、不足額給付対象判定欄の結果のとおり「不足額給付支給額」が発生するので本給付金を申請します。
○新宿区における判定の結果、「不足額給付支給額」が0円以下となった場合や、支給対象外となった場合には給付金が支給されないことに同意します。
○新宿区が定める期限までに「申請書」の不備に対する補正依頼に回答がない場合(不備が補正されない場合も含む)、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。

(チェック欄)
☒ 上記の事項について確認・同意したうえ、不足額給付の受給を希望します。
※チェックがない場合、給付金を受け取れません。

③記入してください

対象者氏名・確認同意日・日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。給付金の受給を希望する場合は、記入が必要です。

確認同意日、電話番号記入欄

氏名	新宿太郎
確認同意日	令和7年△月△日
電話番号	03-XXXX-XXXX

④振込口座を記入してください

金融機関名・支店名または店番号・口座番号・口座名義(カナ)をご記入ください。ゆうちょ銀行とその他の金融機関で記入欄が異なるのでご注意ください。

振込口座記入欄

金融機関の統廃合等で口座情報が変わっている場合がありますので、必ず最新の口座情報をご記入ください。
※対象者本人以外の名義の口座を指定する場合は、下記の「代理で受給する場合」への記入が必要です。

ゆうちょ銀行以外の金融機関の方はこちら

口座名義 (カナで記入) ください	シンジウタロウ	金融機関名	新宿
支店名	歌舞伎町	店番号	
支店名		口座番号(右詰め)	1234567

ゆうちょ銀行の方はこちら

口座名義 (カナで記入) ください		口座番号	
-------------------------	--	------	--

⑤代理で受給される場合(振込口座の名義が対象者本人と異なる場合は必ず記入してください)

「本人との関係」欄が「②その他」の場合は、本人及び代理人両方の本人確認書類(※下記参照)のコピーを同封してください。

代理受給記入欄

代理で受給する場合(振込口座の名義が本人と異なる場合は、必ず記入してください)
以下の者を本人に認め、給付金の受給を受けます。

フリガナ	シンジウタロウ	フリガナ	シンジウハナコ	代理人 電話番号	03-XXXX-XXXX
本人 氏名	新宿太郎	本人との 関係	①同一世帯	②その他	

※同じ住所であっても、住民票上の世帯
※②「その他」の場合:本人及び代理人
本人確認書類:運転免許証/マイナンバー
同一世帯の方の名義の
口座で受給する場合は
「○」を付けてください。
同一世帯以外の方の名義の口座で受給する場
合は「○」を付けてください。対象者本人及び代理人
両方の本人確認書類を同封してください。

※本人確認書類…運転免許証/マイナンバーカード
(コピーは表面のみ)/パスポート/健康保険証・
資格確認書/在留カード/障害者手帳など

記載例は新宿区ホームページからもご確認いただけます

英語・中国語・韓国語の記載例は右記二次元コードよりご覧ください。

Access to this 2D code, you can see example how to write the form in English.

中国语的记载例请通过右边的二维码查看。

한국어 기재예는 오른쪽 2D코드에서도 보실 수 있습니다.

https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/soumu01_000001_00039.html



新宿区定額減税補足給付金(不足額給付)に関するお問い合わせ先

新宿区定額減税補足給付金(不足額給付)については新宿区ホームページをご覧ください。



■新宿区定額減税補足給付金(不足額給付)コールセンター

0120-008-115 (無料)

【受付時間】 平日の午前8時30分～午後5時15分

提出書類の例

提出書類③「令和6年度住民税所得割分の控除不足額が確認できる書類のコピー」の例

不足額給付対象判定欄⑥「令和6年度住民税所得割分の控除不足額」とは、昨年に実施された令和6年度個人住民税所得割の定額減税において、定額減税しきれなかった額（以下、控除不足額）のことで、令和6年度住民税所得割分の控除不足額がある方をご記入ください。ない方（0以下の方）は、⑥に0と記載してください。

[illegible]

↑「令和6年度特別徴収税額通知書」の例

※例以外の、課税証明書等については自治体によって名称や記載事項が異なることがあります。令和6年度の住民税が課税された自治体で証明書を取得される際には「令和6年度住民税所得割分の控除不足額が確認できる証明書」をお取りください。

↑「令和6年度税額決定・納税通知書」の例

提出書類④「当初調整給付の金額が確認できる書類のコピー」の例

「当初調整給付の金額が確認できる書類」とは、令和6年に実施された当初調整給付の「支給確認書」や「支給決定通知」などの書類を指し、自治体によって名称が異なります。この書類は、不足額給付の算定にあたり、当初調整給付の金額（不足額給付対象判定欄の⑨に記載する額）を確認するために必要です。このような書類が手元にない場合、またはご自身が当初調整給付の対象であったかご不明な場合は、令和6年度の住民税を課税された自治体にお問い合わせください。

※判定欄⑨の当初調整給付支給額が0円と記載されている場合(対象外の場合を含む)で、当初調整給付の支給金額が確認できる書類が入手できない方については、新宿区から令和6年度の住民税が課税された自治体へ照会する場合があります。

↑「支給決定通知」の例

↑「支給確認書」の例

※例は新宿区で発行している書類です。他自治体の書類は様式が異なる場合があります。